

2-3 地域支援事業の具体的内容について（概要）

1 介護予防事業 【詳細は、参考資料1「介護予防事業について」参照】

(1) 介護予防特定高齢者施策

介護予防事業の対象となる特定高齢者（各市町村における第1号被保険者の概ね5%程度。以下「特定高齢者」という。）に対する事業（以下「介護予防特定高齢者施策」という。）として、通所又は訪問により、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止を目的として介護予防に資する事業を実施。

ア. 特定高齢者把握事業

介護予防特定高齢者施策の対象となる特定高齢者の把握のため、全ての第1号被保険者を対象に生活機能に関する状態の把握や、訪問活動を担う保健師等との連携、主治医等との連携等の方法により、特定高齢者把握のための事業を実施。

イ. 通所型介護予防事業

特定高齢者把握事業により把握された特定高齢者を対象に、通所により、介護予防を目的として、「運動器の機能向上」、「栄養改善」、「口腔機能の向上」等に効果があると認められる事業を実施。

ウ. 訪問型介護予防事業

特定高齢者把握事業により把握された閉じこもり、認知症、うつ等のおそれのある（又はこれらの状態にある）特定高齢者を対象に、保健師等がその者の居宅等を訪問し、生活機能に関する問題を総合的に把握・評価し、必要な相談・指導を実施。

エ. 介護予防特定高齢者施策評価事業

各市町村が介護保険事業計画において定める「介護予防事業の効果による要介護認定者数の目標値」に照らした達成状況の検証を通じ、介護予防特定高齢者施策の事業評価を実施。

(2) 介護予防一般高齢者施策

各市町村における全ての第1号被保険者を対象とする事業（以下「介護予防一般高齢者施策」という。）については、地域において自主的な介護予防に資する活動が広く実施され、高齢者が積極的にこれらの活動に参加し、介護予防に向けた取組を実施する地域社会の構築を目的として、介護予防に関する知識の普及・啓発や地域における自主的な介護予防に資する活動の育成・支援を実施。

ア. 介護予防普及啓発事業

介護予防に資する基本的な知識を普及啓発するため、パンフレットの作成・配布、各利用者の介護予防事業の実施の記録等を記載する介護予防手帳（仮称）の配布等を実施。

イ. 地域介護予防活動支援事業

介護予防に関するボランティア等の人材養成のための研修や介護予防に資する地域活動組織の育成・支援のための事業等を実施。

ウ. 介護予防一般高齢者施策評価事業

原則として、年度ごとに、事業評価項目により、プロセス評価を中心に事業評価を実施。

2 包括的支援事業 【業務内容の詳細については、次回お示しする予定】

(1) 介護予防ケアマネジメント事業

自立保持のための身体的・精神的・社会的機能の維持向上を目標とし、市町村がスクリーニングをし、地域包括支援センターに呈示した介護予防事業対象者の名簿に基づき、おおむね次のようなプロセスにより実施する事業。

- ①一次アセスメント
- ②介護予防ケアプランの作成
- ③サービスの提供後の再アセスメント
- ④事業評価

※ 地域包括支援センターでは、介護報酬を財源とし、新予防給付に関するマネジメント業務も併せて実施。

(2) 総合相談支援事業／権利擁護事業

地域の高齢者に対し、介護保険サービスにとどまらない様々な形での支援を可能とするため、①地域における様々な関係者とのネットワーク構築、②ネットワークを通じた高齢者の心身の状況や家庭環境等についての実態把握、③サービスに関する情報提供等の初期相談対応や、継続的・専門的な相談支援（支援方針に基づく様々なサービス等の利用へのつなぎ）、④特に権利擁護の観点からの対応が必要な者への対応などの支援を行う事業。

(3) 包括的・継続的マネジメント事業

主治医、ケアマネジャーなどとの多職種協働や、地域の関係機関との連携を通じてケアマネジメントの後方支援を行うことを目的として、地域のケアマネジャー等に対する個別相談窓口の設置によるケアプラン作成技術の指導等日常的個別指導・相談、地域のケアマネジャーが抱える支援困難事例への指導助言等、医療機関を含む関係施設やボランティアなど様々な地域における社会資源との連携・協力体制の整備など包括的・継続的なケア体制の構築等を行う事業。

3 任意事業 【詳細は、参考資料2「任意事業について」参照】

任意事業については、地域により様々な事業実施が想定される。以下に挙げる事業はあくまで例示であり、法律の趣旨に合致する限り、地域の実情に応じ、創意工夫を生かした多様な事業が可能である。

また、以下に挙げる事業の対象者や具体的な事業内容についても、地域の実情に応じて適切に定めていただきたい。

(1) 介護給付等費用適正化事業

真に必要な介護サービス以外の不要なサービスが提供されていないかの検証、制度趣旨や良質な事業展開のために必要な情報の提供、連絡協議会の開催等により、利用者に適切なサービスを提供できる環境の整備を図るとともに、介護給付費の適正化を図るための事業。

(2) 家族介護支援事業

ア. 家族介護教室

要介護高齢者を介護する家族等に対し、適切な介護知識・技術を習得することを内容とした教室を開催する事業。

イ. 認知症高齢者見守り事業

地域における認知症高齢者の見守り体制を構築するため、認知症に関する広報・啓発活動、徘徊高齢者を早期発見できる仕組みの構築・運用、認知症高齢者に関する知識のあるボランティア等による見守りのための訪問などを行う事業。

ウ. 家族介護継続支援事業

介護による家族の身体的・精神的・経済的負担を軽減するための事業。

(3) その他事業

ア. 成年後見制度利用支援事業

市町村申立に係る低所得の高齢者に係る成年後見制度の申立に要する経費や成年後見人等の報酬の助成を行う等の事業

イ. 福祉用具・住宅改修支援事業

福祉用具・住宅改修に関する相談・情報提供や、住宅改修費に関する助言を行うとともに、住宅改修費の支給の申請に係る理由書を作成した場合の経費を助成する事業。

ウ. 地域自立生活支援事業

高齢者の地域における自立した生活を継続させるため、①高齢者住宅に対する生活援助員の派遣等、②介護相談員の活動支援、③栄養改善が必要な高齢者（介護予防特定高齢者施策の対象者を除く。）に対する配食サービスを活用したネットワーク形成、④グループリビングに対する支援、⑤家庭内の事故等による通報に夜間も随時対応できる体制の整備、等を行う事業。

※ 別紙に、現行の補助事業と地域支援事業との関係についての資料を添付。

(別紙) 現行の補助事業と地域支援事業との関係

現在の補助事業の内容は、それぞれ、対応する地域支援事業の各事業の事業内容に合致すれば、地域支援事業として実施することが可能となる。

現在の補助事業

地域支援事業

(保)健康相談費
(保)機能訓練費
(在)転倒骨折予防教室(寝たきり防止事業)
(在)アクティビティ・認知症介護教室
(在)足指・爪のケアに関する事業
(在)運動指導事業
(在)高齢者筋力向上トレーニング事業
(在)IADL(日常生活関連動作)訓練事業
(在)高齢者の生きがいと健康づくり推進事業

(保)訪問指導費
(在)高齢者食生活改善事業
(在)「食」の自立支援事業(利用調整に基づく配食サービス)

(保)健康教育費
(在)「介護予防10カ年戦略」推進のための啓発等事業

(在)地域住民グループ支援事業
(在)生活管理指導員派遣事業
(在)生活管理指導短期宿泊事業
(在)寝たきり予防対策事業(寝たきり予防対策普及啓発事業)

(在)在宅介護支援センター運営事業
(在)介護予防プラン作成事業
(在)「食」の自立支援事業(食関連サービス利用調整)
(在)住宅改修支援事業(相談・助言)
(在)高齢者突発把握事業
(在)認知症にやさしい地域づくりネットワーク形成事業
(介)ケアマネジメントリーダー活動等支援事業(市町村事業)

(介)介護費用適正化緊急対策事業費
(在)サービス事業者振興事業

(在)家族介護教室

(在)認知症高齢者家族やすらぎ支援事業

(在)介護用品の支給
(在)家族介護慰労事業
(在)家族介護者交流事業(元気回復事業)
(在)徘徊高齢者家族支援サービス事業

(在)成年後見制度等利用支援事業

(在)住宅改修支援事業(理由書作成)
(在)福祉用具・住宅改修地域利用促進事業

(在)高齢者住宅等安心確保事業
(在)介護相談員派遣等事業
(在)高齢者共同生活(グループリビング)支援事業

(在)認知症高齢者を抱える家族に対する地域支援事業
(在)福祉用具・住宅改修研修事業

(在)家族介護者ヘルパー受講支援事業
(在)高齢者地域支援体制整備・評価事業
(在)市町村介護予防試行事業
(在)健やかで活力あるまちづくり基本計画策定・普及啓発推進事業

○介護予防事業
通所型介護予防事業

訪問型介護予防事業

介護予防普及啓発事業

地域介護予防活動支援事業

○包括的支援事業

○任意事業
介護給付等費用適正化事業

家族介護教室

認知症高齢者見守り事業

家族介護継続支援事業

成年後見制度利用支援事業

福祉用具・住宅改修支援事業

地域自立生活支援事業
※ 栄養改善が必要な高齢者に対する配食サービスを活用した地域の見守りネットワークの構築事業を含む。

その他の事業

都道府県事業の中で実施

廃止

※(保)は保健事業費等負担金、(在)は在宅福祉事業費補助金、(介)は介護保険事業費補助金である。